



令和7年3月4日 15時30分

近 畿 地 方 整 備 局

建設業法第28条の規定に基づく監督処分について

近畿地方整備局は下記の建設業者に対して、建設業法の規定に基づく監督処分を行いました。

1. 処分対象業者

商 号 : 関西塗研工業株式会社
日新興業株式会社

2. 処分内容

別紙の通り

3. 処分理由

別紙の通り

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局
建政部 建設産業第一課

課 長 そや みちひと
征矢 道仁 (内線6141)
なかばやし かずと
課長補佐 中林 一人 (内線6144)

電話 06-6942-1141(代)

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号：関西塗研工業株式会社
許可番号等：国土交通大臣（般・特－2）第14858号
代表者氏名：藤田 廣行
本店所在地：大阪府大阪市福島区海老江8－8－7

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1 期間

令和7年3月19日から令和7年3月28日までの10日間

2 停止を命ずる営業の範囲

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県における塗装工事業及び防水工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

3. 処分理由

上記の建設業者は建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結していた。

このことは、建設業法第28条第1項第6号に該当する。

以上

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号：日新興業株式会社
許可番号等：国土交通大臣（特－3）第6540号
代表者氏名：千種 成一郎
本店所在地：大阪府大阪市淀川区三国本町1－12－30

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1 期間

令和7年3月19日から令和7年3月28日までの10日間

2 停止を命ずる営業の範囲

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県における電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

3. 処分理由

上記の建設業者は建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結していた。

このことは、建設業法第28条第1項第6号に該当する。

以上